

2019 Global Village English Centres Refund Policies and General Conditions - Canada

グローバルビレッジ 2019 年度返金規定（カナダ）・一般規約

Global Village English Centres（以下「GV」とします）にお申し込みいただき、誠にありがとうございます。お申し込みには、以下の GV 返金規定に同意いただくことが必要となります。

受講費に関する返金規定 — GV バンクーバー・GV ビクトリア（BC 州法準拠※）

学生ビザがカナダ大使館から却下された場合は、却下の通知状を学校に提出する必要があります。正式な却下通知状を受領した場合、GV は 150 ドルの返金不可の登録料を保持し、すべての授業料と返金可能な宿泊料を払い戻します。

以下に記載の場合は、受講費を返金いたします。

- 1.a 受講者が GV ヘプログラムのキャンセルを書面にて申し出た場合
- 1.b 受講者が GV ヘカナダ大使館からのビザ却下通知状を提出した場合
- 1.c GV が受講者へ書面にて退学の通知を行った場合
 1. 書面によるキャンセルまたは退学の通知は、通知日が明記されているものであれば、どのような方法でも提出可能とします。
 2. キャンセルまたは退学の通知は、通知が受領された日から有効とします。
 3. 受講者への返金額は、契約された期間の授業料総額を基に計算されます。契約授業料総額が学校へ支払われていない場合、GV は、その日までに受領した金額以上の額は返金できません。また、受講者には契約に基づき支払われるべき費用を補填する必要も発生する可能性もあります。
 4. もし、GV に過剰な額の受講費が支払われた場合、過剰分は返金されます。
 5. プログラム開始前の返金規定
 - 5.a 契約発生後 7 日以内、且つ、契約に記載されたプログラム開始日前までに書面でのキャンセルの通知が GV にて受領された場合、GV は契約された授業料総額及び諸費用の 5%の額を、最大 250 ドルを限度として申し受けます。
 - 5.b 書面でのキャンセルの通知が契約に記載のプログラム開始日より 30 日以上前に受領され、且つ、契約が発生してから 7 日を過ぎている場合、GV は契約授業料総額の 10%の額を、1,000 ドルを限度として申し受けます。
 - 5.c 書面でのキャンセルの通知が、契約に記載されたプログラム開始日から 30 日未滿に受領され、且つ、契約が発生してから 7 日以上過ぎている場合、GV は契約授業料総額の 20%の額を、1,300 ドルを限度として申し受けます。
 6. プログラム開始後の返金規定
 - 6.a 契約の受講期間の 10%が経過する前に、書面でのキャンセルの通知が GV に受領された場合、または受講者が退学となった場合、GV は契約授業料総額の 30%を違約金として申し受けます。
 - 6.b 契約の受講期間の 10%が経過した後から 30%が経過する前に、書面でのキャンセルの通知が GV に受領された場合、または受講者が退学となった場合、GV は契約授業料総額の 50%を違約金として申し受けます。
 - 6.c 契約の受講期間の 30%が経過した後、受講者がキャンセルした場合、または受講者が退学となった場合、返金はないものとします。
 7. 受講者に虚偽の自己申告や、いかなる落ち度もない場合において、GV の入学最低基準に満たなかった場合、GV は返金不可の申込料または登録料を除いて、すべての授業料と諸費用を返金します。
 8. 受講者への返金額は、キャンセルの通知とそれに伴い必要とされる全ての書類を受領してから、または受講者への書面での退学通知から 30 日以内に支払うものとします。

※この規則は、ブリティッシュコロンビア州のガイドラインを遵守しています。

受講費に関する返金規定 — GV カルガリー

カナダ大使館から学生ビザ申請が却下された場合は、却下の通知状を学校に提出する必要があります。正式な却下通知状を受領した場合、GV は 85 ドルの管理費を除き、すべての授業料と登録料および返金可能な宿泊料を払い戻します。

GV 返金規定により、カナダ政府から学生ビザを拒否された場合を除き、いかなる場合にも登録料 (Registration fee) は返金いたしません。ビザを拒否された場合は、一部の返金を受けることができます (以下の3を参照)。

授業料の返金を請求する際は書面にて、入学許可書に記載の受講開始日以降、30 日以内に受講者またはエージェントが GV 各キャンパスのレジストレーション (Registration Office) にお知らせ願います。口頭での返金請求は無効とさせていただきます。

休日・祝祭日、卒業式、オリエンテーション、または学校側で対処不可能な天災・流行病などで受講できなかった場合の返金はありません。

本規定で定められた“プログラム (program)”とは、受講者が登録した全期間を指します。返金は、全額が支払われていることを前提とします。

1. <プログラム開始日前日まで>

- 1.a 受講者が受講予定プログラム開始日から 30 日以上前までに返金をお申し出になられた場合、GV は規定により契約された授業料総額の 25% を違約金として申し受け、残りの 75% を受講者に返金いたします。
- 1.b 受講者が受講予定プログラム開始日まで残り 30 日未満の期間に返金をお申し出になられた場合、GV は規定により契約された授業料総額の 40% を違約金として申し受け、残りの 60% を受講者に返金いたします。

2. <プログラム開始日以後>

- 2.a 受講者が、プログラム開始日から 5 暦日以内で解約または退学処分となった場合、GV は規定により授業料支払総額の 50% を違約金として徴収し、残りの未使用の受講費 50% を受講者に返金いたします。
- 2.b 受講者が、プログラム開始日から 5 日間経過した時点で解約または退学処分となった場合、GV は規定により、一切の返金をいたしません。
- 2.c 受講者が登録後に入学日を遅らせ、その後、解約した場合、返金規定の対象は当初の入学希望日を基に手続きをいたします。(GV グループ内の他校へ転校する場合も同じ)

プログラムのキャンセル・短縮

3. プログラムキャンセル及び短縮料

- 3.a 最初の入学許可書が発行された後のプログラムのキャンセルまたは短縮には、110 ドルのキャンセル・短縮料をお支払いいただきます。
- 3.b ビザの申請が却下された場合、カナダ政府発行の公式な通知書を提出することにより、85 ドルの管理手数料を差引き、すべての受講費、登録料、返金可能な宿泊費用を返金いたします。

ホームステイ返金規定 — GVバンクーバー・GVカルガリー・GVビクトリア

1. ホームステイ開始日 12 週間までにキャンセルをお申し出になった場合、GV は、宿泊施設手配料を含むホームステイ料金全額を返金いたします。
2. ホームステイ開始日まで残り 12 週未満の期間にキャンセルを申し出た場合、GV は規定によりホームステイ料金全額を返金いたしますが、宿泊施設手配料は一切返金いたしません。
3. ホームステイ開始後
 - 3.a 受講者がホームステイの解約を申し出る際は、解約希望日の3週間前までに、GV各キャンパスのホームステイ・コーディネーターに書面にて通知願います。書面でのキャンセルの申し出がホームステイ終了日から3週間未満の場合、その期間についてのホームステイ費の返金はありません。また、\$150のキャンセル料をお支払いいただきます。
 - 3.b 万が一、ホームステイ先の環境が GV の提示する基準に満たない場合、別のホストファミリーを手配いたしますが、既に滞在した分の滞在費は一切返金いたしません。

規約は、変更される場合がございます。最新の情報は、www.gvenglish.com からご参照ください。

GV一般規約 (GV General Conditions)

料金

2018年12月31日以前に受領した2019年の受講申し込みは、2018年の受講料金請求となります。このポリシーは、ホームステイ以外の宿泊施設には適用されません。2019年1月1日以降に受領した申し込みには、2019年の授業料が請求されます。

GV 申請プロセス

入学許可書は申請手続き完了ならびに入金が確認された後に発行されます。支払規定については、お申し込みのGVキャンパスにお問い合わせ下さい。

原本は、郵送、Eメール、ファックス等でご案内をいたしますが、国際郵便費用に関しては、GVは負担いたしません。

未成年者

18歳未満（ビクトリア、バンクーバーでは 19歳未満）の申し込み者の署名には保護者（法定後見人）の署名が必要になります。プログラム参加条件として、GV未成年者同意書（Underage agreement）に保護者（法定後見人）の同意ならびに署名が義務付けられます。また、スチューデントコントラクトにも保護者（法定後見人）の署名が必要です（カナダのみ）。未成年後見人（Custodianship）が必要になる場合もあります

支払規定

学生ビザを申請する場合は、先にGVに支払いを行う必要があります。支払方法ならびにその他の必要事項については、それぞれお申し込みのGVキャンパス、領事館または大使館等へお問い合わせ下さい。支払い方法はクレジットカード、銀行送金、マネーオーダーが可能です。銀行送金に関わる手続費用は送金人負担とさせていただきます。

返金請求

GV料金表の返金規定及び、お申し込みのGVキャンパスの規定をご参照ください。返金請求は全て書面にてGVキャンパスへお知らせ願います。書面にて返金請求を受領した日が「返金請求が出された日」とさせていただきます。よって、返金の対象になる日数ならびに金額は、申請が受領された日に基づき計算されます。

GV免責事項

プログラム開始日ならびにプログラム、またその内容は、予告無しに変更される可能性があります。また、GV料金表に表記する料金、日程、規定等も同様に予告無しに変更される可能性があります。全てのプログラムの開講は、申し込み状況により判断されます。最新の情報は、GVウェブサイトをご参照ください。

キャンパス内外で起こりうる受講者の所持品の紛失、損害、または、受講者の負傷、死亡等のあらゆる事故については受講者個人の責に帰します。よって GV及びそのメンバースクールでは、いかなる場合も損害等の補償を致しません。

受講者は、GVの規則に従って生活していただきます。これに反した場合には申込者本人の責となり、退学を要求される場合があります。この場合、返金はありません（カナダのみ）。

全てのクレームは、該当するGVキャンパスのダイレクターに書面にて報告をしてください。クレーム解決の手続きについては、各キャンパスにお問い合わせ下さい。

海外旅行傷害保険加入の義務（場合によっては、現地傷害保険の加入義務もあります）

カナダ：プログラム参加条件としてプログラム参加前までに、最低補償額\$500,000.00以上の医療保険に加入されることを強くお勧め致します。

USA：すべての18歳以上のプログラム申込者にはプログラム参加条件として海外旅行傷害保険の加入を強くお勧め致します。18歳未満の申込者は、プログラム開始前に保険証書のコピーを提出することが義務付けられています。

GVハワイ校は、申込者ご自身、もしくは米国滞在中のご家族の保険を購入する必要がある場合には、保険会社のリストをご案内することも可能です。保険についての詳しい情報、または購入方法についてはステューデントサービスマネジャーにお問い合わせを頂くか、NAFSA推奨の保険案内

<http://www.nafsa.org/resourcelibrary/default.aspx?id=8823> を参考にして下さい。

GVハワイのホームステイ規約は、以下の URL からご参照ください。

<http://gvenglish.com/schools/usa/hawaii/Accommodations/Homestays.html>

他の第三者が提供するGVの資料や広告情報に関しては、GVの書面による承認が必要です。

PLEASE NOTE: The Japanese translation is only for reference purposes. While efforts have been made to ensure the accuracy of the translation, the official English version will always take precedence in the event of any discrepancy. Please do not hesitate to approach Global Village English Centres if you have any questions.

ご注意：この日本語訳は、英文“**Refund Policies - Canada**”、及び、“**GV General Conditions – All GV Schools**”の参照目的のために作成されています。両言語間の不一致が生じた場合、英文の内容を正とします。ご了承ください。